

鳥取県教育委員会訓令第3号

鳥取県教育委員会事務処理権限規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成23年8月23日

鳥取県教育委員会委員長 笠 見 幸 子

鳥取県教育委員会事務処理権限規程の一部を改正する訓令

鳥取県教育委員会事務処理権限規程（平成22年鳥取県教育委員会訓令第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改正後					改正前				
別表第3 1～11 略 12 スポーツ健康教育課					別表第3 1～11 略 12 スポーツ健康教育課				
事項		事務処理権限の区分			事項		事務処理権限の区分		
種類	内容	教育長	専決権者	委任決裁権者	種類	内容	教育長	専決権者	委任決裁権者
			課長等	課長等				課長等	課長等
略					略				
四 <u>スポーツ基本法</u> （平成23年法律第78号）に関する事務	1 同法第10条第1項の規定によるスポーツの推進に関する計画の決定	○			四 <u>スポーツ振興法</u> （昭和36年法律第141号）に関する事務	1 同法に基づく事務のうち次に掲げる事務 (1) 同法第4条第3項の規定による県の实情に即したスポーツの振興の計画の決定 (2) 同法第4条第4項によるスポーツの振興の計画の策定に係る鳥取県教育審議会の意見聴取	○		
略					略				

略

略

附 則

この訓令は、平成23年8月24日から施行する。